

類」を「及び法第10条に規定する特定書類」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(建築住宅課)

富山県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定め、公布する。

令和7年3月28日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第1号

富山県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、富山県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

3 委員は、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席する

ことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第5条 審査会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和7年3月28日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第2号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係
-------	--------------------------

を

教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係 ICT教育推進係
生涯学習・文化財課	振興係 青少年・家庭成人教育係 文化財係

に改め、同条第2項中「及び生涯学習・文化財室」を削る。

第8条の見出しを「（生涯学習・文化財課）」に改め、同条中「生涯学習・文化財室」を「生涯学習・文化財課」に改める。

第15条の表中「生涯学習・文化財室」を「生涯学習・文化財課」に、

富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定による判断に関し、委員会の諮問に応じて調査審議し、及び委員会に対して答申する事務	教職員課
-------------	--	------

を

富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定による判断に関し、委員会の諮問に応じて調査審議し、及び委員会に対して答申する事務	教職員課
富山県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する事項について調査審議する事務	教職員課

本 庁
出先機関
教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「をいう」を「室内の課長及び特定事項を担当する課長（以下「担当課長」という。）を除く。以下同じ。）をいう」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる室課長専決事項のうち、室内の課長が指揮監督する職員に関する事項については室内の課長が、担当課長の掌理する特定事項については担当課長が専決をすることができる。

別表第1の4特定専決事項の表中「生涯学習・文化財室」を「生涯学習・文化財課」に改める。

別表第2の(1)の表中

課長	課長補佐	主務係長	課長があらかじめ指定する職員
----	------	------	----------------

を

課長	課長補佐。ただし、担当課長を置く課にあつては、担当課長	主務係長。ただし、担当課長を置く課にあつては、課長があらかじめ指定する職員	課長があらかじめ指定する職員
----	-----------------------------	---------------------------------------	----------------

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県総合教育センターの職員の勤務時間に関する規程を次のように定め、公表する。

令和7年3月28日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会訓令第2号

富山県総合教育センター

富山県総合教育センターの職員の勤務時間に関する規程

富山県総合教育センターの職員の勤務時間に関する規程を次のように定め、公表する。

(趣旨)

第1条 この規程は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第4条第1項及び富山県教育委員会事務局の職員等の勤務時間に関する規程（昭和37年富山県教育委員会訓令第1号）第3条の規定に基づき、富山県総合教育センターの職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 富山県総合教育センター所長（以下「所長」という。）は、業務の状況により必要があると認めるときは、勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 所長は、職員の週休日を日曜日及び土曜日以外の日とすることができる。

2 職員の勤務時間の割振りは、所長が定める。

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、1時間とし、所長が勤務時間の途中に置く。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)